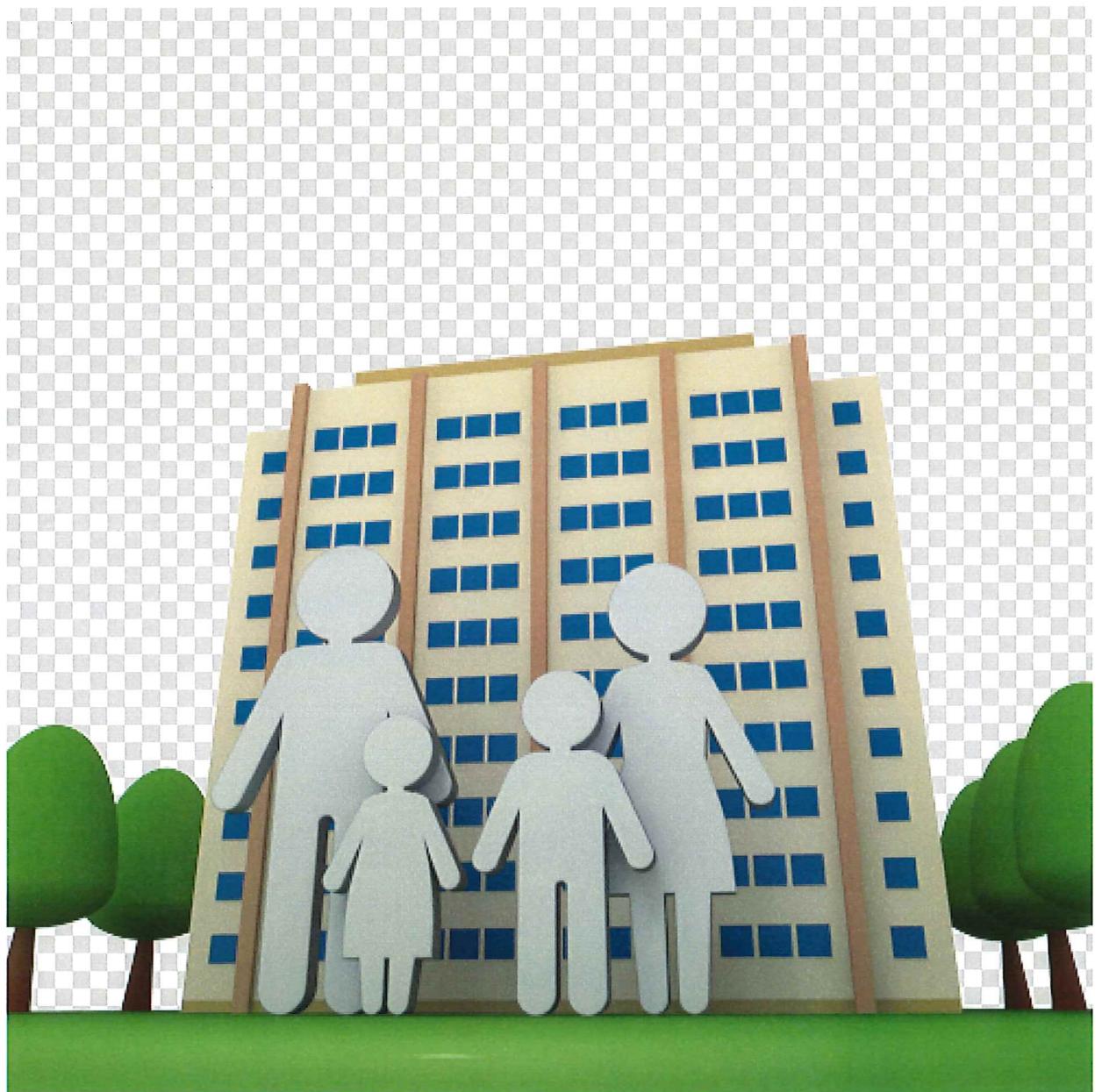


入居のしおり



コミュニティ五番街

2021年5月

目 次

はじめに	1
コミュニティ五番街組織体系	2
理事会	3
団体、クラブ・サークル一覧	4
サンライトパストラル五番街概要	5
サンライトパストラル五番街設備概	6
サンライトパストラル五番街配置図	7
1. 住所について	8
2. 管理センターについて	8
3. 共用部分について	9
4. 専有部分について	13
5. 事故・災害について	18
6. 住戸の改修について	21
7. 自治活動への参加	21
8. その他	21
主要連絡先	22

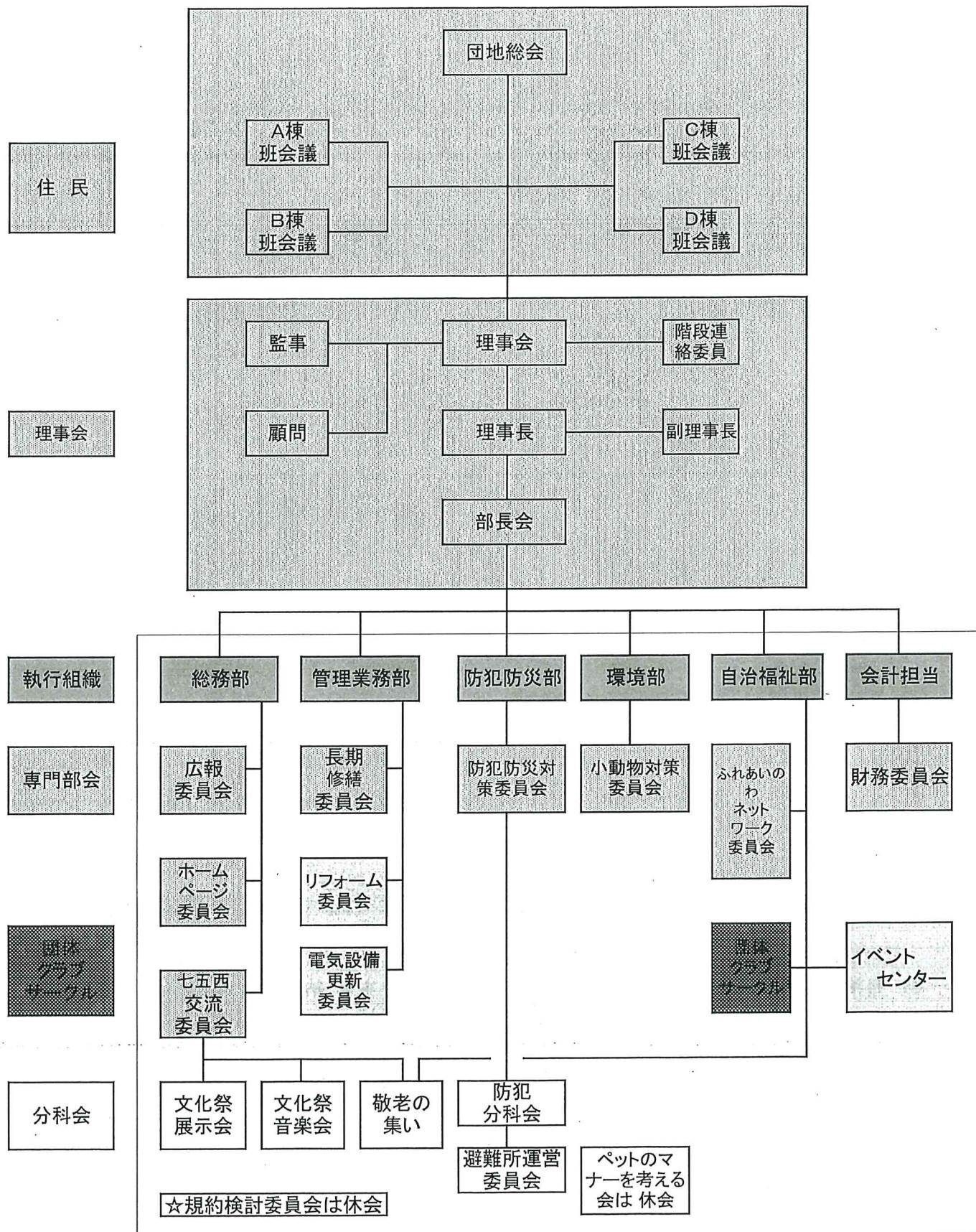
はじめに

この「しおり」は、共同住宅であるサンライトパストラル五番街の居住者として、お互いの生活と財産を守り、気持ちよく暮らしていく上での心得及び手続きについて記述したものです。

コミュニティ五番街規約と併せて熟知し守って下さい。以下、特に留意して下さい。

- ① コミュニティ五番街は、管理組合と自治会の両機能をもった組織です。(別紙参照)
理事会・諸専門委員会・階段連絡委員・自治活動などへの積極的な参加をお願いします。
- ② 日常の管理業務は、東武ビルマネジメント株式会社(管理センター)に委託し、行っています。
- ③ 共有部分は原則として個人的な理由でのリフォームはできません。
専有部分は個人財産の範囲ですが、他人への影響の出る恐れのあるリフォームには制限(特に、水・ガスに関する工事、床の工事など)があり、修繕・リフォーム委員会で審査・許認可を行いますので、事前に管理センターに相談して下さい。特に全面リフォームを計画される場合は。申請内容も多岐に亘ると思われますので、居住者(業者を含む)におかれでは事前の相談・協議をお勧め致します。
- ④ ガス及び石油ストーブの使用は禁止されています。TES・エアコン・電気こたつ・電気カーペットなどを使用して下さい。
- ⑤ ペットの飼育は禁止されています。
- ⑥ 遊歩道への車両の進入は、緊急時及び交通の障害となるため、許可された場合を除きしない下さい。
- ⑦ 自転車・バイクは駐輪ワッペン(管理センターにて販売)を貼って駐輪場に整理して置いて下さい。
- ⑧ ゴミは、松戸市及び五番街のルールに従い、分類、決められた日に、決められた場所(「ゴミ集積所」)に出して下さい。
- ⑨ 1階のメールボックスに貼ってある「シール」は下記を表しています。
緑 …… 理事 赤 …… 階段連絡委員
- ⑩ 他に不明な点がありましたら、管理センターに問い合わせて下さい。

コミュニティ五番街組織体系



(1) 理事会の構成メンバー

・ 理 事 長	1 名	
・ 副 理 事 長	3 名以内	
・ 会計担当理事	2 名	
・ 理 事	31 名	(理事長、副理事長、会計担当理事を含む)
・ 監 事	2 名	
・ 合 計	33 名	

(2) 理事会各部と主な役割

- ◎ 総務部 ① 総会・理事会等の会議開催、運営
(議案書・議事録の作成と保管管理等を含む)
② 広報業務活動(広報、HP)
③ 規約、契約、保険業務等の管理
④ 管理センターとの窓口業務(運営費、管理要員費、季節警備費)
⑤ 階段連絡委員を通じた住民との連携活動
⑥ 備品等の維持管理
⑦ 近隣地域活動(サンパス連協、新松戸町会連、七五西交流会会議出席、新松戸まつりサブ担当、七五西文化祭主管等)
⑧ 他に属さない関連管理業務(各部との調整を含む)
⑨ 担当専門委員会の運営
- ◎ 管理業務部 ① 建物、付帯設備の保守、点検、整備業務
② 電気、ガス、水道、エレベーター点検・検査、定期点検整備関連業務
③ 保安設備の維持管理
④ リフォームの審査
⑤ 駐車場設備の管理
⑥ 大規模修繕工事関連業務
⑦ その他諸工事関連業務
⑧ 担当専門委員会の運営
- ◎ 防犯・防災部 ① 防犯計画の企画立案・推進活動
② 地域防犯関連団体との連携活動
③ 防災計画の企画立案・推進活動(組織づくりを含む)
④ 防災機器の維持管理
⑤ 担当専門委員会の運営
- ◎ 環境部 ① 植栽維持・管理業務
② 周辺環境維持・管理業務 (クリーンデー、駐輪場関連)
③ 小動物対策業務
④ 担当専門委員会の運営
- ◎ 自治福祉部 ① イベント関連業務 (新松戸まつり主管、納涼祭、もちつき大会、七五西敬老会、その他地域行事等)
② 福祉サービス関連活動業務 (ふれあいのわネットワーク委員会関連など)
③ 団体、クラブ活動支援業務
④ 担当専門委員会の運営
- ◎ 会計担当 ① 管理費・修繕積立金等の収納・管理・滞納回収等の会計業務
② 予算・決算、資金運用業務
③ 担当専門委員会の運営

団体、クラブ・サークル一覧

	No.	団体、クラブ・サークル名
団 体	1	五番街 シルバークラブ
	2	五番街 「きぼう子ども会」 育成会
	3	ボランティア「花水木」の会
	4	五番街 ふれあいセンター
ク ラ ブ ・ サ ー ク ル	1	ペンタクラブ（テニス）
	2	五番街 ソフトボール同好会
	3	五番街 囲碁クラブ
	4	五番街 ゴルフクラブ
	5	五球会（卓球）
	6	コミュニティ五番街 太極拳サークル
	7	フインガーロンクラブ（麻雀）
	8	五番街 将棋愛好会
	9	五番街 カラオケ同好会
	10	絵画サークル
	11	男の料理クラブ
	12	手芸サークル
	13	写真クラブ
	14	五番街 グラウンドゴルフクラブ
	15	五番街 踊る阿呆会
	16	男性合唱団「五番街」
	17	詩吟サークル
	18	五番街 スキークラブ
	19	墨彩会
	20	五番街 菜園クラブ
	21	五番囃子「新松会」
	22	スポーツ吹矢「楽吹会」
	23	トランプカード
	24	五楽会（尺八）
	25	サイクルウォーキング 五
	26	おやじバンド
	27	手打ちそばの会

五番街ホームページもご参照下さい。

各連絡先は管理センターにご照会下さい。

サンライトパストラル五番街概要

用 防 専	途 火 用	地 地 地	域 域 域	市街化地域 指定なし 第2種住宅専用地域(H5年より第1種中高層住宅専用地域) 高度地区 (第2種) 容積地区 (200%) 建ぺい率 (60%)
確 主 基 外	認 要 基 梁	申 構 礎 壁	請 造 壁 梁	確認申請 1978年7月 (1980年2月竣工) 鉄筋・鉄骨・コンクリート構造 杭基礎 (リバースサーキュレーション杭およびPC杭) プレキャストコンクリート造および鉄筋コンクリート造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造
床 階 避 駐	・ 雷 車 水	屋 針 場 道	根 段 台 槽	屋上に設備 鉄骨造 プレキャストコンクリート造 鉄骨造
上 受	水	道 水	道 槽	千葉県営水道 (受水槽以降は五番街の専用水道) A・D棟用(200m³) B・C棟用(110m³) 最小貯水量70%程度 耐震性能は旧法規で建設のため不明、非常時の消防採水設備付
下 都	水 市	道 ガ	道 ス	汚水・雑排水放流地域 京葉ガス (マイコンメーターで各戸へ供給) 10, 400KCAL/m³ (11, 000KCAL/m³)
電 電	氣 話	設 設	備 備	東京電力 (各戸へ30A供給「50Aまで増設可能」) 各戸に局線引込み配管
エレベーター設備				A棟9基、D棟11基 (外廊下がなくエレベーターコアで各戸を結ぶ) B棟4基、C棟6基 (1・4・7階の一部に外廊下が付く)
情報管理盤 管理センター				各戸に設置 (非常時・火災・インターホンなどに利用) 窓口業務時間 電話 047-345-7271 平日 午前8時～午後4時 (正午～午後1時は休憩) 土曜日 午前8時～正午 日曜日・祝日 休み ※8月14・15日 窓口業務は行いません ※12月30日～1月3日 窓口業務は行いません
				管理センター閉鎖時の 東武ビルマネジメント㈱ 新松戸管理センター 設備トラブル受付 電話 047-348-1577, 0120-707-747 原則：有料サービス

火災報知器、エレベーターの緊急ボタン、各戸の非常ボタンなどの信号は管理センターの総合情報監視盤に表示され、必要な処置がとられます。

また、緊急時には事態に対応できるようALSOKと連携をとっております。

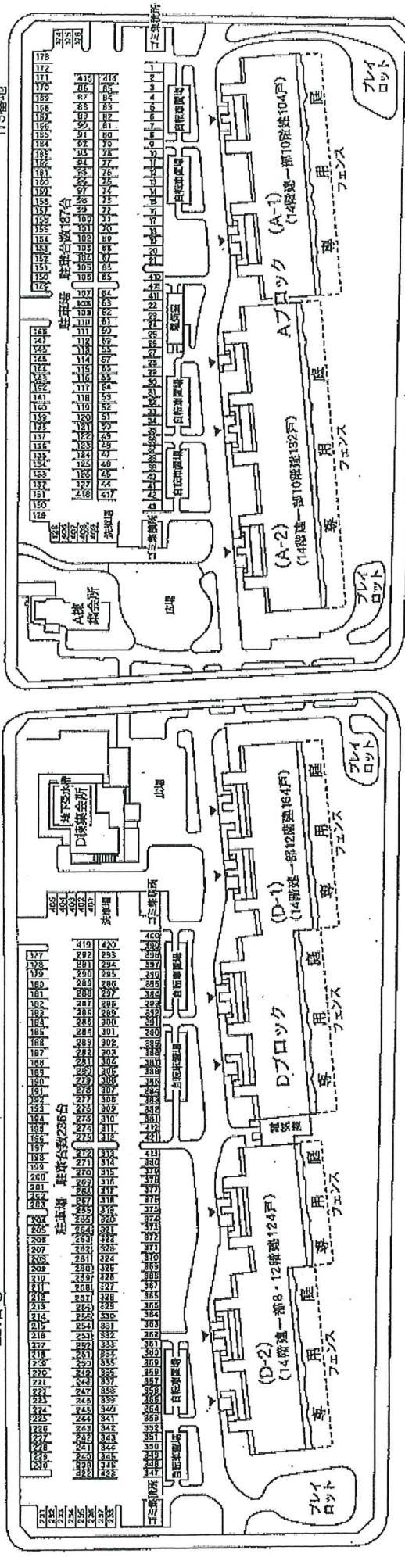
サンライトパストラル五番街設備概要

	A 棟	B 棟	C 棟	D 棟
敷地面積 (m ²)	14,072.67	5,964.59	8,017.44	17,166.36
建築面積 (m ²) (付属棟含む)	2,110.50	1,879.16	2,546.50	2,731.27
延べ床面積 (m ²) (m ²)	21,875.69	11,752.19	15,993.47	27,513.05
建ぺい率 (%)	15.00	31.51	31.76	15.91
容積率 (%)	155.45	197.03	199.48	160.27
最高軒高さ (m)	38.00	22.10	22.10	38.00
最高高さ (m)	42.56	26.66	26.66	42.56
戸 数	236	119	165	288
消火器	1.4.7階 及び 11階以上の各階 及び 屋上機械室に 設置	1.4.7 階 及び 尾上機械室に設置	1.4.7 階 及び 尾上機械室に設置	1.4.7階 及び 11階以上の各階 及び 屋上機械室に 設置
屋内消火栓設備	なし	1.4.7 階に設置	1.4.7 階に設置	なし
連結送水口設備	3~14 階に設置 11 階以上には 送水ホース設置	なし	なし	3~14 階に設置 11 階以上には 送水ホース設置

サンライバーストアル五番街 配置図



227番地



1. 住 所 に つ い て

サンライトパストラル五番街の住所は次の通りです。 ※ 郵便番号はいずれも 270-0034

A棟 千葉県松戸市新松戸7丁目 173 番地 サンライトパストラル五番街 A-住戸番号

B棟 同 上 7 番地 同 上 B-住戸番号

C棟 同 上 63 番地 同 上 C-住戸番号

D棟 同 上 221 番地 同 上 D-住戸番号

2. 管理センターについて

五番街には管理施設として主管理棟(B棟西側)があります。

管理センターは主管理棟の1階にあります。 電話 047-345-7271

窓口業務時間などについては、「サンライトパストラル五番街概要」「管理センター」の項をご参照下さい。

(1) 管理員の日常業務

管理員が行う主たる業務は次のものです。

- ① 中央情報監視盤の監視
- ② 建物・施設の保守管理
- ③ 管理費・修繕費積立金等の請求
- ④ 理事会の経理事務
- ⑤ 建物内外・敷地内の巡視
- ⑥ 共用部分の鍵の保管
- ⑦ 来訪者の案内
- ⑧ 共用部分の清掃作業の計画立案実施
- ⑨ 管理日誌の記録
- ⑩ 駐車場の賃貸借契約の締結、賃料徴収事務並びに巡視、駐車場の管理支援
- ⑪ 図面図書の保管
- ⑫ その他共用部分の管理に関する業務

(2) 管理運営のためのお願い

- ① 特別な事情のある場合を除き、私的な用事はお断りします。
- ② 特別な事情のない限り管理員は、来訪者を各住戸まで案内はしません。
- ③ 公共料金の代行支払いなどは一切お断りします。
- ④ お知らせは掲示板に掲載します。緊急時には館内放送で行うことがあります。
- ⑤ 各戸のプライバシーを守るためにも住戸の鍵は預かりません。
- ⑥ 住戸の戸締りは各自で確認して下さい。
- ⑦ 専有部分または専用使用している部分より発生した火災、水漏れ等の事故に起因して他の方の専有部分あるいは共用部分などに損害を及ぼした場合は、すみやかに管理センターに連絡して下さい。

なお、個人賠償責任保険は各自(居住者)にて付保して下さい。

5.-(5)「火災などの損害保険」の項を参照して下さい。

- ⑧ コミュニティ五番街は、駐車中の自動車及び車内の物品、自転車などの盗難、損傷などの事故に対して管理責任を負いません。
- ⑨ 次の設備については、年に1~2回住戸に立ち入って定期点検を行います。
管理センターから連絡のあった日時には、不在にならないようにして下さい。
 - ア. 暖房給湯設備
 - イ. 自動火災報知設備
 - ウ. 避難用脱出口
 - エ. 情報監視盤
 - オ. 雑排水清掃(2年毎)

(3) 管理費等の支払い

- ① 管理費・修繕積立金、駐車場使用料、専用庭使用料金等の支払いは、毎月5日に当月分を居住者等(会員)の指定した金融機関口座から引き落とされます。居住者等(会員)の口座から引き落とされた金額は、みずほ銀行東京営業部におけるみずほファクターの口座にまとめられ、振替不能先のチェック等を行い、振替入金された金額は、5日後に「コミュニティ五番街」普通預金口座に振り込まれます。
- ② 物件の引渡しを受けてから入居が遅れる場合でも、管理費・修繕積立金等は、引き渡しの月から購入者の負担となります。
- ③ 管理費等の引き落としが不能となった場合は、所定の延滞金がかかりますのでご留意下さい。

(4) その他

- ① 災害や緊急時に備え、区分所有者名・同居者名及び緊急連絡先などを所定の用紙(管理センターに備え付けの入居届)に記入し、管理センターに提出して下さい。なお、上記届出後、届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨を管理センターに届け出て下さい。

3. 共用部分について

(1) 敷地

- ① 地中には各種の配管・配線類が埋設されていますので、無断で形状を変更しないようにして下さい。
- ② 敷地は購入者全員の共有物ですので形状の変更については、他の共有者の同意が必要となります。
- ③ 居住者の安全を守るため、駐車場以外の場所には車を乗り入れることはできません。ただし、救急車・消防車及び公安関係の車両は乗り入れることができます。
- ④ 介護やデイサービスの提供を受ける等のため、遊歩道に福祉施設などの車両を駐車する必要がある場合は、管理センターにて「駐車許可証」を取得し、所定の場所に駐車するようにして下さい。

(2) 構造

- ① 床は、1m²当たりの荷重が180kgまでなら安全なように設計されています。重量物の設置にあたっては、管理センターに相談して下さい。
- ② 納戸の壁や梁に棚を吊ることはできません。
- ③ 天袋や洋室吊戸棚(オプション)には本を積み重ねるなど重量物を収納しないで下さい。
- ④ 次の構造部分は、その棟の区分所有者の共有に属する部分ですから、穴を開けたり、釘を打ち込んだりすることはできません。
構造壁・梁・柱・天井スラブ・エレベーターシャフト周りの壁など
- ⑤ 構造的共用部分には次の配管・配線類が埋め込まれています。
電気配管・配線、暖房用温水管(ペアチューブ)、給湯管、給・配水管、ガス管、電話管TVケーブル
- ⑥ 梁には、鉄骨鉄筋コンクリート造りのものと、鉄骨造りのものとがあります。鉄骨造りの梁は、耐火被覆材(珪酸カルシウム板)で覆われています。この耐火被覆材を強打すると穴が開いたり、亀裂が生じたりして、火災時には建物が危険な状態になります。
- ⑦ 木軸の間仕切壁や二重天井裏は専有部分ですので、入居後改造したり釘を打ち込んだりすることはできます。ただし、木軸間仕切壁の間や二重天井の裏側には、配管・配線が通っているところがあるので、改造及び釘打ち込みの際には、管理センターにある図面をみて同センターと相談して下さい。
なお、専有部分であっても改造の際には、コミュニティ五番街規約別記9. 使用

細則1. に明記されているように書式6号により、事前に管理センターに申し出て理事長の承認を得て下さい。（用紙は管理センターにあります。）

- ⑧ コンクリート及びモルタルは、乾燥すると収縮して小さなヒビ割れを生じることがありますが、構造上問題はありません。

(3) 給水

- ～
- ① 上水は、A・D棟については集会棟地下に設置されている受水槽に、B・C棟については、主管理棟地下に設置されている受水槽にそれぞれ一旦溜められ、そこから回転数制御方式電動機付きのポンプにより加圧され、直接各戸に供給されます。
 - ② 停電時には、ポンプ室に設置されたガソリンエンジン付きのポンプにより、供給されます。このポンプは水圧を一定に保つことができませんので、平常時よりも水圧が高くなったり低くなったりします。また、水量も減りますので、節水に努めて下さい。
 - ③ 集会棟地下の受水槽には常時約200トン、主管理棟地下の受水槽には約110トン(それぞれ1日の推定使用量の約半分)の水が貯水されています。断水時には、節水に努めるとともに管理センターの指示に従って下さい。なお、断水が解除された時には濁った水ができる場合があります。しばらく水を流してから使用して下さい。また、最初は水の中にゴミが混入する可能性があるので、ゴミ詰りを防ぐ為に蛇口の大きい順に(台所→洗面所・風呂場→トイレ)開栓をお願いします。
 - ④ 受水槽の清掃、ポンプの調整時には水量が減る場合がありますので、管理センターの指示により節水をして下さい。

(4)汚水・排水

- ① 汚水及び雑排水は、浴室の横で合流し、最終的に松戸市下水道管に直接放流されます。
- ② 水洗用のトイレットペーパー以外のものを流すと排水管が詰まり、他の住戸に多大な迷惑がかかりますので注意して下さい。
万一、詰まった場合は、至急管理センターに連絡して下さい。
- ③ 排水堅管の掃除口が1・3・6・9・12の各階の住戸に設けてあります。これは、配水管の掃除及び点検用のものですから、管理センターからの指示または同意がある場合を除いては、開けないで下さい。
排水堅管が詰まった時は通常屋上から掃除しますが、やむを得ない場合には、住戸内から掃除をします。その際は協力をお願いします。

(5)エレベーター

- ① エレベーターの使用方法をよく心得ておいて下さい。子どものいたずらは、故障の原因となるばかりでなく、他の方の迷惑にもなりますので注意して下さい。
- ② エレベーターは、全自動式になっています。
- ③ 扉には、挟まれた場合自動的に開くような安全装置がついていますが、扉が閉まる時に無理に乗ったりすると事故の原因となります。
- ④ エレベーターの押しボタンは、行き先階のみ押して下さい。みだりに押すと急ぐ人の迷惑となります。
- ⑤ エレベーターの出入り口の大きさは、幅0.8メートル、高さ2メートルです。ケージ(かご)の大きさは、幅1.05メートル、高さ2.20メートル、奥行1.52メートルです。
- ⑥ 定員は9人、制限荷重は600kgsです。
- ⑦ エレベーターで荷物を運ぶ時は、壁面などに傷などをつけないよう気をつけて下さい。大きい荷物を運ぶ時は管理センターに申し出て下さい。

- ⑧ ケージにはトランクがついています。病人を担架で運ぶ時などは、トランクのふたを開けて使用することができます。(鍵は管理センターが保管しています。)
- ⑨ エレベーターは、一定期間ごとに法定保守点検があります。その際は、一時使用できない場合があります。
- ⑩ 地震、火災等の場合はエレベーターの監視・診断システムにより自動的に最寄りの階に停止しますので脱出可能です。万一エレベーター内に閉じ込められる状況に遭遇した場合は、エレベーター内のインターホンで管理センターと連絡をとり、その指示に従って下さい。インターホンは20分のみ使用可能です。
管理センターの業務時間外は、エレベーター会社の監視センターに接続されますので、その指示に従って下さい。
- ⑪ エレベーター内の照明は停電の際には自動的に切り替えられて、小さい白熱電球が点灯します(約30分)ので、暗闇になることはありません。
- ⑫ エレベーター内で飛び跳ねたりすると、急停止したりすることがあるので注意して下さい。
- ⑬ 小さな子どもだけをエレベーターに乗せることは、絶対に避けて下さい。
- ⑭ 火災・地震の時は、エレベーターは絶対に使用しないで下さい。

(6) エレベーターホール

- ① エレベーターホールは共用部分です。通行の障害となるもの(自転車・ポリバケツ・乳母車・三輪車など)を置かないで下さい。
- ② A・D棟のエレベーターホール(1階を除く)と非常用階段との間の扉は、常時閉めておくよう心がけて下さい。開放時、雨が吹き込んでエレベーターが故障したり強風時の風圧でエレベーターの扉が開閉しなくなったりすることがあります。
- ③ エレベーターホールは全階とも禁煙です。マナーを守って下さい。

(7) パイプスペース

- ① 玄関入口脇のパイプスペース内には、暖房給湯用熱源機器(ガスボイラー)、電気・ガス・水道等の配管・配線、戸別メーターやガスの元栓が取り付けられています。
- ② むやみに扉を開閉したり、扉の前や内部に物を置いたりしないようにして下さい。
- ③ 検針、メンテナンスの場合に係員が点検することがあります。不審な点がありましたら、管理センターに連絡して下さい。
- ④ 給水管の防食装置(ラスカット)は、毎月赤ランプの点灯を確かめて下さい。点灯していない時は、速やかに管理センターに連絡して下さい。

(8) 集合郵便受箱

- ① 郵便の配達は1階の戸別集合郵便受箱に配達されます。
- ② 戸別集合郵便受箱は、盗難防止のためにも各自で鍵をかけて下さい。
- ③ 書留、内容証明書等、特殊郵便物は各戸に配達されます。管理センターでは預かりません。

(9) 集合インターホン

- ① 1階から通話ができるよう、1階共用玄間に集合インターホンが設置されています。
- ② インターホンのいたずらは、他の居住者の迷惑となるばかりでなく、故障の原因となりますので厳禁です。

(10) 共用灯

- ① 共用灯は、共用玄関、各階段、駐車場、庭園等に設置されています。

故障や球切れを発見した場合は管理センターに連絡をお願いします。

- ② 階段灯は、一定の時刻で自動点灯・消灯されます。

(11) 階段、廊下(B・C棟)等

- ① B・C棟の階段、廊下は、多くの方が常時使用する場所です。
A・D棟の階段は、非常の場合、避難用に使用する場所です。
自転車、乳母車、三輪車、その他の物品は絶対に置かないで下さい。
- ② 廊下(B・C棟)、階段、エレベーターホール等では、子ども達を遊ばせないようにして下さい。
- ③ 歩行時には、大声を出したりしないで下さい。また、下駄での歩行時は騒音に注意して下さい。

(12) 屋上

- ① 屋上への立ち入りはできません。

(13) 植栽

- ① 芝生、植木などは大切に育てて下さい。
特に、芝生内に立ち入ったり、木の枝を折ったりしないよう注意して下さい。

(14) プレイロット

- ① 砂場で遊んだ子ども達は、砂をしつかり落としてから建物に入るよう、日常的に各家庭で躰けて下さい。砂は、ホールや廊下を汚す原因となるばかりではなく、エレベーターの故障の原因ともなります。
- ② スベリ台などの遊戯施設も居住者の共有物ですから大切にして下さい。

(15) 集会所

五番街には、集会施設として集会所が A棟北西側・D棟北東側・C棟中央部分にそれぞれ1ヶ所ずつ設けられています。

- ① 住居者の親睦及び福祉向上に資するための施設です。利用する時は、所定の手続きが必要です。（「集会所使用細則」を参照して下さい。）
- ② この集会所は、管理センターと共に居住者の共有となります。使用に際しては、器具等の破損、東南及び火災に十分気をつけて使用して下さい。

(16) 自転車置場

- ① 各棟の近くに、自転車置場を設けました。自転車はここに置き、廊下(B・C棟)、階段下、エレベーターホール、駐車場、専用庭などには絶対に置かないように
消防署からの通達もあり、絶対に屋内には持ち込まないようにして下さい。
- ② 自転車は、施錠し、整然と置いて下さい。
- ③ 「ステッカー」を管理センターより購入して自転車・バイクに貼付して下さい。

(17) 駐車場

- ① 駐車場は、契約された人のみ使用できます。
- ② 車両の管理は各自でお願いします。
- ③ 駐車場内は一方通行になっていますので、標識に従って走行して下さい。
- ④ 洗車場は譲り合って使用して下さい。

(18) ごみ処理

共同生活での大きな問題の一つは、ごみ処理です。一人でも秩序を乱しますと環境衛生を損ない円満な共同生活も難しくなりますので、決められた方法は必ず守って下さい。

ごみ置き場は、7カ所設けられ電気錠で施錠管理しています。開錠は午前4時から午前8時30分です。棟別にごみ置き場の指定はしません。指定の日時に、指定の方法に従って、各自でごみ置き場に出して下さい。

下記は、分別と出し方の概要の一部です。

松戸市役所発行の「家庭ごみの分け方出し方」を参照して下さい。

- ① 燃やせるごみ(台所のごみ、タバコの吸い殻、紙屑等) : 「松戸市認定もやせるごみ専用」袋に入れて出して下さい。袋はスーパー等で販売しています。紙袋、ポリバケツ、ビニール袋、ポリ袋、段ボール箱等では出せません。
- ② リサイクルするプラスチック : 水ですすぐなどきれいにして、ビニール袋・ポリ袋・レジ袋に入れて出して下さい。黒いビニール袋では出せません。
- ③ その他のプラスチック等のごみ(プラスチック製品、ゴム類、合成皮革製品等) : ビニール袋・ポリ袋・レジ袋に入れて出して下さい。黒いビニール袋では出せません。
- ④ 資源ごみ :
 - 紙類 段ボール、新聞・折込チラシ、雑誌、本、紙箱などの雑紙、牛乳パック:種類ごとに紐(できれば紙紐)で縛って出して下さい。
 - 布類 紐で縛るか、ポリ袋に「布類」と明記して出して下さい。
 - ビン類、缶類、スプレー缶、やかん・なべ 等の金属類 : 種類ごとに分け、ポリ袋に入れて出して下さい。
 - その他 スプレー缶は使い切り、穴を開けずにして下さい。
かさ、自転車、小型電化製品:「資源ごみ」と貼って出して下さい。
- ⑤ ペットボトル キャップ : 外し、所定の箱に入れて下さい。
ラベル : 剥がし、リサイクルするプラスチックとして出して下さい。
ボトル : 潰し、所定の網袋に入れて下さい。
- ⑥ 粗大ごみ 戸別収集、有料です。
受付センター(TEL 391-0007)に申し込み、「処理券」購入、貼付、指定された日時に遊歩道に出して下さい。
「処理券」取扱所 : 新松戸支所・新松園・コンビニ等
- ⑦ 引越しに伴う梱包材(家具・電気器具等の梱包材を含む)等 なるべく運送会社に持ち帰ってもらって下さい。
- ⑧ その他 陶磁器・ガラスなどのごみ、有害ごみ等、多岐に亘ります。
「家庭ごみの分け方出し方」を参照して下さい。

4. 専有部分について

(1) 玄関

- ① ドアチェックは、防火上、法規によりドアが常に閉まるように調整されています。
- ② 万一、鍵を紛失しても合鍵はありません。
- ③ 玄関の床はビニールシート貼りです。防水処理を行っていないので、汚れは水洗いせずモップで拭き取って下さい。
- ④ 床は火や油を嫌います。タバコの吸い殻を落としたりすると、焼け焦げの跡がつくので注意して下さい。

(2) 台所(オリジナル設備につき)

- ① 流しには、混合水栓(湯・水)が付いています。蛇口は泡沫式になっていますので、水や湯の出が悪くなった場合には、蛇口の先端に付けてある網を取り外して清掃して下さい。
- ② この流しには、ディスポーザーを取り付けることはできません。
- ③ シンクに水を溜める場合、流しにはオーバーフローが付いていませんので、水を溢れさせるようなことのないように注意して下さい。床は防水処理をしていません。水をこぼすと階下に漏れるので、すぐに拭き取って下さい。

- 流しに、揚げ物をした後の油などを流すと排水管が詰まる原因となります。また、流し(洗面器、風呂も同様)で、クレンザーなどの砂を原料としたものを使用すると、排水管に砂が沈殿し詰まる原因となるので使用しないで下さい。
- ④ 排水の詰まりは、場所によっては大きな事故になり、修理も大工事になることがあるので、台所では、排水管に詰まるような物を流すのは絶対に避けて下さい。
 - ⑤ 台所のガスキャビネットには二重の安全装置が内蔵されています。
 - ア. レンジフードの換気扇が回転したときに限り、ガスキャビネットにガスが供給されます。換気扇が止まっている時は、元電磁弁の作動によりガスは供給されません。なお、停電時は、元電磁弁が開きませんので、ガスは使用できません。但し、ガステーブルを取り替えたり、キッチンをリフォームして換気扇と連動していない場合、ガスは使用できます。
 - イ. 炎が突風や煮こぼれで消えた時、消えてから60～90秒経過すると消防安全装置の作動により、生ガスの放出が止まります。
 - ⑥ 竪ダクト内に排出された空気は、屋上にある排気ファンにより建物外に強制排出されます。このファンは、室内のレンジフードのスイッチと連動しており、各住戸の換気扇の使用数によって「強・弱・停」の自動切替になっています。
 - ⑦ レンジフードの換気扇が排気を始めると室内の気圧が下がり、フロントカバーに設けられた給気グルから玄関前にある給気口を通して、戸外の空気が供給されます。
 - ⑧ グリスフィルターの洗滌は、定期的に、また状況に応じ早めに確実に行って下さい。
 - ⑨ グリスフィルターを外したまま使用すると、換気扇等の汚染がひどくなり効率が低下します。また、ダンパーが汚れて開かなくなることもあります。
 - ⑩ ダンパーが開かなくなった場合の修理は、専門の業者でないとできません。管理センターに相談して下さい。
 - ⑪ ガスオーブンを設置する時は、必ずガステーブルとガスオーブンが一体型で消防安全装置付となっているもので、かつ、鉄管接続となっている器具を取り付けて下さい。取り付けに際しては京葉ガスに相談して下さい。
この建物は、ガス事故防止の見地からガスカラン、ガスコンセントは住戸内に一切設けてありませんので、ゴムホース接続のガス器具の使用はできません。備え付けのガステーブルも鉄管接続となっています。

(3) 洗面室

- ① 洗濯機は、洗濯機用防水パンの上に置き、洗濯機用アース付コンセントから電源をとって下さい。アースは、このアース端子に接続して下さい。
- ② 排水ホースは必ず排水口に挿入して下さい。防水パンの上に流すと、周りに飛び散ったりして床に水がこぼれます。
- ③ 防水パンはFRP(ガラス繊維入り強化プラスチック)製ですから、衝撃を与えると割れ、水漏れの原因となるので、洗濯機を置く時は十分注意して下さい。また、洗濯機は運転時振動するので、足にゴムを敷くなどの配慮をして防水パンの保護や防音・防振をはかけて下さい。
- ④ 床には防水処理を施してありません。水を溢した時はすぐ拭き取って下さい。
- ⑤ Cタイプの洗面室には、レンジフード用ダンパーの点検口があります。
管理センターからの指示または同意がある場合以外は、開けないで下さい。

(4) 浴室

- ① 浴室の床排水口の目皿のゴミを常に掃除するのはもとより、時々目皿を取り外し、中にあるトラップ回りも掃除して下さい。トラップは、排水管からの悪臭を防いだり、大きな物が流れないようにするためのものです。目皿は必ず取り付けて下さい。
- ② 風呂使用中のみならず風呂の湯を抜いた後も、湿気があるうちは必ず換気扇を回して湿気の排出をして下さい。湿気があると、浴室・洗面室ばかりで

なく、他の部屋にもカビが生えたり結露が生じたりする原因になります。

(5) トイレ

- ① 便所の扉の錠を内側からかけた場合でも、外側から硬貨などをノブの中央の溝に入れ、回すことにより開けることができます。
- ② 便所では水洗用のトイレットペーパーを使って下さい。新聞紙・ティッシュペーパー・綿布・ビニール袋などは、排水管を詰まらせる原因となるので使用しないで下さい。紙オムツも便器に流さないで別の処理をして下さい。
- ③ 1ヵ所でも排水管が詰まると、他の家庭でも使用不能となります。万一詰まつた場合は、突いたりすると更に詰まる原因となるので、至急管理センターに連絡して下さい。
- ④ 便器の中でオムツの下洗いはしないで下さい。オムツはバケツ等で下洗いして、その水を便器に流すようにして下さい。

(6) 和室

- ① Cタイプの和室にある床柱は化粧柱です。床柱を強く引っ張ると倒れることができます。
- ② Cタイプの床の間には稻妻が設けられています。これは掛け軸などを掛けるためのもので、あまり重い物は掛けられません。
- ③ 天井の周りぶちは化粧上のものですので、釘を打って物を掛けることはできません。

(7) 結露・湿気

結露防止のため、外壁の内側などに断熱材を貼っていますが、換気に配慮して下さい。

- ① 長時間のガスコンロの使用は意外に多量の水蒸気が発生しますので、排気を十分にして下さい。
- ② 外壁の換気口は、台風などの時以外は塞がないで下さい。これは建物の気密性が高いので適当な換気を保つために大切なことです。

(8) 音

1) 防音装置

- ① 床スラブには厚さ15cmのコンクリート板を使用し、この板の上にカーペットや畳を敷いてあります。
- ② 界壁には厚さ13cmのコンクリート板を使用し、この板を鉄骨鉄筋コンクリート製の構造柱に喰い込ませています。

2) 生活音

- ① 空気伝達音については、コンクリートの建物はある程度の遮音性はありますが、完全に遮断するには特別な防音工事が必要となります。
- ② 衝撃音は、建物の床・壁などを通じて伝わるため防ぐことはできません。
- ③ 住まいの使用上、以下の点に特に注意して下さい。
 - ア. 界壁のそばにピアノやステレオ等の音響機器を置かないで下さい。
 - イ. ピアノやステレオ等の音響機器の下には、防音・防振用の板や台を敷いて下さい。市販されています。
 - ウ. 深夜に入浴したり電気洗濯機を使用したりしないで下さい。
 - エ. 床に重い物を落としたり、飛び跳ねたりしないで下さい。食堂の椅子のコツコツという音や小さなもの駆ける音は階下の居住者にとり気になるものです。
 - オ. 扉の開閉は静かにゆっくりと行って下さい。
 - カ. 深夜または早朝に、大声で話したり音響機器の音量をあげて使用したり、午後8時以降にピアノを弾いたりしないで下さい。
- ④ ピアノを長時間使用したり、グランドピアノを使用したりする場合には、部屋の特別な改造が必要となります。

(9) 電 気

- ① 廊下にある分電盤のスイッチを入れることにより住戸内の電気が使用できます。東京電力との契約電流は30アンペアですが、50アンペアまでの増量が可能です。分電盤は電流制限器(リミッター)、漏電遮断器及び配線用遮断器(安全ブレーカー)から構成されています。
- ② リミッターは、契約電流以上の電流が流れた場合に遮断されます。その時は、器具の使用状況、故障などを点検の上、原因を取り除いてからリミッターをONにして下さい。
- ③ 漏電遮断器は、器具の故障その他の理由で漏電した場合に遮断されます。漏電火災・事故の防止を目的にこれを取り付けてありますので、その原因を取り除いてからONにして下さい。(ONにする時は、つまみを一度下まで下げてから上にして下さい。) なお、この漏電遮断器にはテストボタンが付いており、このボタンを押して遮断器が切れれば機能は正常です。月に1~2回テストして下さい。詳細は管理センターに相談して下さい。
- ④ 安全ブレーカーは、電灯・コンセント回路として数個、冷房機用回路として数個で、各々20アンペアで遮断されます。この時は、器具の使用状況(過負荷等)、故障などを点検の上、原因を取り除いてからブレーカーをONにして下さい。
- ⑤ 冷房機で200ボルトを必要とする住戸は、分電盤内で結線を変えることにより単相200ボルトの電気を取り出すことができますが、その場合コンセント及び安全ブレーカーを200ボルト用に取り替えて下さい。工事は専門の業者に発注して下さい。
- ⑥ 各タイプの居間・食堂及びDタイプの南側洋室の天井付照明器具アウトレットボックスは、インサート付ですから重い照明器具(3kg以上)を取り付ける場合は、インサートからボルトを出し、それに器具を取り付けて下さい。
- ⑦ 居間の厨房側のアウトレットボックスの近くの天井に釣りフックがありますので、照明器具の吊り下げなどに利用して下さい。
- ⑧ 各居室及び納戸、台所、洗面室の天井に火災(熱)感知器が取り付けてあります。火災報知機は室温がある温度以上になったり、温度が急上昇した時、それを感知し、管理センターに通報します。停電時にも作動します。
- ⑨ 感知器に触れたり、物をぶつけたりすると誤報や故障の原因となるので注意して下さい。
- ⑩ アース端子は、台所2カ所、洗面室1カ所、クーラー用コンセント3カ所(Dタイプは4ヶ所)に付いていますので、アースを必要とする電気器具はこれを利用して下さい。他の部分への接続は危険です。
- ⑪ 電球の交換の際には、所定以上の大きさの電球を利用すると、加熱したり球が早く切れたりします。必ず所定以下の電球を使用して下さい。
玄関外部・玄関内部・廊下・洗面室・浴室 …… 60W以下
便所・台所・納戸 100W以下

(10) 暖 房・給 湯

- ① 暖房は、バランス型暖房給湯機(TES)が設置されていますが、これを使用されず、他の暖房機器使用の場合、ガスストーブ、石油ストーブは使用できませんのでご注意下さい。
- ② ボイラーは、玄関脇のパイプスペース内に収めてあり、その給気及び排気は直接外部より行うようにしてあります。
- ③ ボイラーは瞬間湯沸型です。

(11) 冷 房

- ① この建物での冷房機は、壁掛式セパレート型クーラーを設置することを原則と

しています。

- ② 壁掛式セパレート型クーラーの室内機は、梁に埋め込んであるインサートを利用して取り付けて下さい。
- ③ 専用コンセントは、南側居室については各部屋の内側にそれぞれ1カ所、北側居室については外側に2室兼用で1カ所設置してあります。これは分電盤から専用回路になっています。（電気の項を参照）
- ④ セパレート型クーラーの屋外機は、バルコニーの床に置くことを原則としますが、外側に取り付けることを希望する人のために、南側の外壁にはインサートを埋め込んであります。（北側には埋め込んでいませんのでバルコニーの床に置いて下さい。）
壁付けをする場合は、このインサートを必ず利用して架台を取り付け、そこに屋外器を据え付けて下さい。屋外機を外壁に吊るのは、屋外機の振動音が階下居住者へ響くのを防ぐためです。バルコニーに設置する人は、振動音が階下居住者へ響かないように「ゴムマット」を敷くなどの防音・防振の配慮をして下さい。
- ⑤ バルコニーに避難用脱出口のある住戸は、その付近に屋外機を設置しないで下さい。

(12) 住宅情報管理盤

- ① 居間には住宅情報管理盤があります。これには次のような機能が組み込まれています。
 - ア. 非常用押しボタン
 - イ. 一般・緊急放送受信
 - ウ. 火災警報
 - エ. インターホン
- ② 停電時は、緊急放送受信（約20分）以外の機能は停止します。

(13) テレビジョン受信装置

- ① アンテナ端子
居間及び和室の2ヶ所に75オーム同軸ケーブル及び300オーム平行フィーダー線を接続させることができる端子が取り付けられています。この端子よりJ:COM配信の地上デジタル放送が視聴できます。
- ② 受信機の設置
南側の窓に面して受信機を設置すると、窓からの直接（電）波により画面が見づらい場合があります。なるべく窓から直接（電）波を受信しない位置に設置するか、あるいは受信機に「とびこみ防止器」がない場合には、それを取り付けて下さい。
- ③ 衛星放送（B S）
コミュニティ五番街専有の4つのパラボラアンテナから各戸の上記端子に配信されています。
専用チューナーまたはチューナー内蔵型受信機であれば、4K放送まで受信可能です。

(14) 共用部分ですが、非常の際以外は常時専用使用することが認められている場所です。

- ① 非常の際、避難壁を打ち破って避難通路となりますので、避難に支障となる物を置かないで下さい。（特に、簡易物置・廃棄家具・古タイヤ・植物（鉢）などは絶対に置かないで下さい。）
- ② 子どもだけをバルコニーで遊ばせることは非常に危険です。転落事故を防ぐためにも、踏み台となるようなものを置かないで下さい。

- ③ 1階住戸の専用庭へ降りる階段部分には、落下防護用庇を取り付けてあります。また、専用庭のバルコニー前面に約2m 幅で植栽し、人が建物直下に近づきにくくしてあります、このような配慮をしてありますが、次のことは特に注意して下さい。
 - ア. アンテナ類は設置しないで下さい。暴風時に飛来落下する恐れがあります。
 - イ. 手摺りに洗濯物・ふとん等を干す場合は、落下しないように注意して下さい。
 - ウ. 物干竿は、強風で落下する恐れがあります。また、物を干す際、誤って下に落とさないように注意して下さい。
- ④ 床面、排水溝、排水口の清掃を常に行って下さい。清掃の際は水洗いはしないで下さい。隣接住戸のバルコニーに水が流れ込み迷惑をかけることになります。また、植木等の手入れの際は、植木の砂・泥は水で流さないできれいに取り除いて下さい。近頃、植木鉢からの排泥が原因で雨樋の詰まりが多発しており、階下へ迷惑がかかっています。植木鉢及びプランターの底には水受けの皿を敷き、砂や泥が排水口へ流れ込まないように配慮して下さい。

(15) 専用庭

- ① 1階の居住者は、共有地の一部をコミュニティ五番街規約に基づき、特に専用使用していることを銘記し、通常の庭園としての用法に従って使用、または管理するよう配慮して下さい。

専用庭において次の行為をすることは禁止されています。

 - ア. 住宅、物置その他構築物等を築造すること。
 - イ. 大木を植えること。
 - ウ. ごみ等の焼却により悪臭、煙等を発生させること。
 - エ. 池を掘ること。
 - オ. 雑草を生やすこと。
 - カ. その他、美観を損ねたり、他の居住者の迷惑となること。
- ② 専用庭に降りる階段、フェンス、散水栓、専用庭内の樹木は各自の費用で維持管理して下さい。
- ③ フェンス、階段の塗装を行う時は、事前に管理センターに連絡の上承認を得て下さい。

(16) その他の

- ① 住戸内の床には防水処理が施されていません。水等の液体をこぼした時は直ちに拭き取って下さい。長時間放置すると水漏れの原因となり、階下の住戸に迷惑を掛けることになります。
- ② カーテンは防煙処理をしたものを使用して下さい。
- ③ 専用部分であっても、危険を伴う行為、全体の美観を損なう行為はしないで下さい。

5. 災害・事故について

(1) 地震

- ① 基本は 在宅避難です。その後、災害対策本部の指示に従って下さい。
- ② あわてて廊下や階段に飛び出さず、まず身の安全を図って下さい。
- ③ すばやく火の始末をして下さい。
- ④ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にして下さい。（「エレベーター」の項にも記してありますが、地震の際、エレベーターは利用しないで下さい。）
- ⑤ 災害時の指定避難場所は下記の通りです。

第一次避難場所

A, C, D 階会所

松戸市指定収容避難所

新松戸西小学校、松戸市市民交流会館

- | | |
|----------------|--------------|
| 松戸市指定避難場所 | 新松戸中央公園 |
| 松戸市指定広域避難場所 | 千葉県立小金高校 |
| 松戸市指定応急救護所設置場所 | 小金中学校、馬橋北小学校 |
- ⑥ 地震に備えて、各人で飲料水・食料・懐中電灯・ラジオ等の非常用品を準備するようにして下さい。

(2) 台 風

台風が接近した時は、次の処置をとつて下さい。

- ① 建具の締まり、金具のゆるみ、ガラス戸の破損の有無等を点検し、予め補修をしておいて下さい。
- ② バルコニーに置いてある物は、風に飛ばされないように室内に入れて下さい。
- ③ バルコニーの床の排水口はよく掃除して下さい。（排水口の内部及び目皿にごみが詰まつたまま放置しておくと、水はけが悪くなり、屋内や階下の住戸に浸水する原因となるので注意して下さい。）（「バルコニーの項参照」）
- ④ 停電に備えてラジオ・懐中電灯・ローソク・マッチなどを用意しておきましょう。
- ⑤ 暴風雨の時は、サッシの下の部分から雨水が浸透があるので、布切れなどをサッシの枠内に詰めて下さい。
- ⑥ 居室の換気口は、閉じて雨水が入り込まないようにして下さい。
- ⑦ 共用部分の戸締まりも率先して点検して下さい。

(3) 火 災

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造でも、内部造作や家具等に燃える物が使われています。火気には十分注意して下さい。万一、自分の住戸から出火した場合は、次の処置をとつて下さい。

- ア. 119番に通報する。
 - イ. 近隣住戸に大声で知らせながら初期消火を行う。
 - ウ. 住宅情報管理盤の非常用押ボタンを押し、管理センターに火災の旨を通報する。
 - エ. 危険と判断した場合は、避難する。
- ② 消火器が無い場合で油類（食用油等）による出火の場合は、鍋などであれば蓋をしたり、野菜を多量に入れるなどにより空気を遮断して下さい。水をかけると危険です。
 - ③ 電気による出火の場合は、廊下の壁に取り付けてある分電盤の電源を切ってから消火をして下さい。
 - ④ ガスによる出火の場合は、まず、ガスを止めてから臨機の処置をとるように心掛けて下さい。
 - ⑤ 自分の住戸外で火災を発見した時は、次の処置をとつて下さい。
- ア. 119番に通報する。
 - イ. 近隣住戸に大声で知らせながら初期消火を行う。
 - ウ. 次のいずれかの方法により、管理センターにすぐ通報する。
 - 各階段部分（B・C棟は廊下階の廊下部分）に設置してある火災報知機の非常用押ボタンを押す。
 - 住宅情報管理盤の非常用押ボタンを押す。
 - エ. さらに、火災の状況により、次の処置をとつて下さい。
 - バルコニーにある可燃物を室内に取り片付け、窓や出入り口の戸をよく閉めて類焼を防ぐ。
- オ. 危険と判断した場合は、避難する。
- ⑥ 法律では、特に住戸内に消火器を置くことは義務づけられていませんが、火災の場合に備えて消火器を各自で用意することをお薦めします。
- ア. 消火器は、多目的に使える粉末ABC4型・6型消火器が便利です。
 - イ. 消火器の購入については、管理センターへ相談して下さい。

- ⑦ 消防用送水口、放水口、屋内消火栓（B・C棟）、非常用コンセント（A・D棟）等の消防設備はいたずらをしないで下さい。
- ⑧ 非常の場合は、階段を利用するかまたは、バルコニーの隣戸との間の仕切板を打ち破って隣戸へ避難して下さい。
- ⑨ 各棟とも両端及び雁行部分の住戸の南側バルコニー（2階以上）には避難用脱出口があります。
- ⑩ 消防署の指導により自衛消防隊を組織します。また、消防訓練を行う場合があります。居住者全員の協力をお願いします。

（4）防犯

- ① 建物は密室的構造のため、見知らぬ人を中に入れることは避けて下さい。ノックやチャイムの音がした時は、まず住宅情報管理盤のインターホン及びドアスコープで相手を確認し、見知らぬ人の場合はドアチェーンをかけたまま話を聞く方が安全です。ドアチェーンは平素から必ずかける習慣を身につけておいて下さい。
- ② 非常事態の時は、非常用押ボタンをプラスチック板の上から強く押して下さい。管理センターに通報できます。非常の場合以外は絶対に押さないで下さい。
- ③ 外出の時は、玄関ドアだけでなく、各部屋の窓に鍵をかけることも忘れないで下さい。長期不在の場合、新聞や郵便物が溢れないように処置しておいて下さい。（長期不在の場合、管理センターへ「留守管理届」を提出して下さい。）
- ④ エレベーター、駐車場、敷地内各所に防犯カメラを設置しています。いたずらしないで下さい。

（5）火災などの損害保険

- ① 管理者としてコミュニティ五番街は、居住者からの委託を受けて損害保険会社とマンション総合火災保険契約を締結しています。
これは、加害者（コミュニティ五番街）が被害者に対し補償するものです。
- ア. ~~火災保険~~
イ. 特約として施設賠償責任保険
 - … 共有部分からの水漏れ被害補償
 - … ブロック塀の倒壊等、共有部分の原因による物損・人身事故

この保険契約の内容は、管理費の内、保険料として支出可能な額に基づいて、コミュニティ五番街と損害保険会社とが協議して決めます。

事故が発生した場合は、速やかにコミュニティ五番街（窓口は管理センター）に連絡し、その事故が保険事故であるかどうかの確認手続きを取って下さい。
- ② 専有部分の建物および家財については、各自（居住者）で損害保険を掛けることになります。その損害保険には、次のようなものがあります。
- ア. 住宅火災保険（価格協定保険特約付帯可・地震保険付帯可）
イ. 特約としての個人賠償責任保険
専有部分からの水漏れや自転車事故による被害者補償に当てられます。
(所有者の場合)
 - 専有部分の建物及び家財の火災保険の付保
 - 特約として個人賠償責任保険の付帯
- ③ 借入金を完済していない場合、専有部分には住宅金融支援機構の規定により、住宅金融支援機構指定の火災保険（特約火災保険）を既に付保していますので、

専有部分にさらに火災保険等を付保することは禁じられています。

- ④ 専用部分を付保する火災保険が担保する危険には次のものがあります。

詳細は保険会社に確認の上付保して下さい。

ア. 火災による損害(避難又は消防に必要な措置によって生じた損害を含みます。)

イ. 落雷、破裂または爆発による損害

ウ. 風水雪害により建物が3割以上の損害を受けた場合

エ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、接触または倒壊による損害

オ. 騒乱等による損害

(6) 防災訓練・その他

① 理事会、防犯・防災部の指導で、年2回の防災訓練が行われます。

② 万一の災害時には、防災対策本部が立ち上がります。

6. 住戸の改修について

(1) 住戸(設備を含む)の改修

① 住戸を改修(給湯、水回り、浴室、トイレ、ガス関係及び全面的な模様替え等)する場合は、事前に管理センターを通じ「専有部分改造工事申請書」を提出し、修繕・リフォーム委員会の審査を受け、理事長の許可を得て下さい。

前記、3.-(2)-⑦「共用部分一構造一⑦の項を参照して下さい。

② 水回り・ガス関係の変更及び共用部分の変更又は損傷などを伴う工事は認められません。

③ フローリングへの改造は、1階以外は禁止されています。

④ コンクリート部分への釘打ち・穴開けは厳禁されています。

⑤ 構造上、浴室に乾燥機の取り付けはできません。

⑥ 台所は、松戸市消防本部により適法(消防法)に作られていることが確認されています。前記、4.-(2)「専有部分一台所」の項を参照して下さい。

なお、台所改修の際は、上記消防法等が関係してきますので、必ず「専有部分改造申請書」を管理センターに提出し、理事会の承認を得て下さい。

7. 自治活動への参加

地域社会と協力して、防犯、防災活動等に努めるとともに、親睦を図り住みよい住環境の整備に協力して下さい。

8. その他の

(1) 物品の斡旋

① 訪問販売業者に対しては、身分証明書などの提示を求めるなどの配慮をして下さい。

② 押し売り、不審者等がありましたら、所轄警察署(新松戸駅前派出所TEL 341-9800)に連絡して下さい。

(2) 掲示

掲示物は、すべて事前に管理センターの承認を得て、所定の場所に掲示して下さい。内容によりお断りする場合もあります。

主要連絡先

五番街管理センター	平日 16時まで 土曜 12時まで	345-7271 FAX 701-8232
東武ビルマネジメント㈱ 新松戸管理センター	設備トラブル受付 原則：有料サービス	348-1577 0120-707-747

● 電気

東京電力	停電/漏電など	0120-99-5556
------	---------	--------------

● ガス

京葉ガスサービスショップ新松戸店 ((株)公友住機)	新松戸 5-147	346-1571 0120-46-1571
-------------------------------	-----------	--------------------------

● 水道

県水道局市川水道事務所松戸支所	小根本 7	368-6143
-----------------	-------	----------

● 電信・電話

N T T 東 日 本	問合わせ・注文 故障	(局番なし) 116 (局番なし) 113
-------------	---------------	--------------------------

● 消防・警察

新松戸駅前派出所	新松戸 2-123	341-9800
馬橋消防署	西馬橋蔵元町 179	344-0119
松戸警察署	松戸 558-2	369-0110

● 小・中学校

新松戸西小学校	小金 1180	344-1061
新松戸南小学校	新松戸 6-301	343-3275
横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	344-4040
小金中学校	新松戸北 2-16	341-0646
新松戸南中学校	新松戸南 2-124	344-0188

● 郵便

新松戸北郵便局	新松戸 7-165-2	342-9241
新松戸郵便局	新松戸 4-59	344-8777
新松戸南郵便局	新松戸南 2-79	344-3040
新松戸駅前郵便局	新松戸 1-366	345-8101
郵便事業㈱松戸北支店第一集配課	小金原 6-6-3	342-1066

● 市役所・支所

市役所	根本 387-5	366-1111
新松戸支所	新松戸 3-27	343-5111
市民交流会館	新松戸 7-192-1	349-6530

● 東日本旅客鉄道(JR)

JR東日本 テレフォンセンター	案内時間 6時～24時	列車時刻・運賃・ 料金・空席情報 忘れ物	050-2016-1600 050-2016-1601
--------------------	----------------	----------------------------	--------------------------------

● 文化教育施設

市 民 会 館	松 戸 1 3 8 9 - 1	368-1237
県 立 西 部 図 書 館	千 駄 堀 6 5 7 - 7 (森のホールに隣接)	385-4133
図 書 館 本 館	松 戸 2 0 6 0	365-5115
新 松 戸 分 館	新 松 戸 3 - 2 7 新松戸市民センター内	343-6006
松 戸 青 少 年 会 館	新 松 戸 南 2 - 2	344-8556
運 動 公 園	上 本 郷 4 4 3 4	363-9241
ユ 一 カ リ 交 通 公 園	小 金 原 1 - 2 5	341-2707
文 化 ホ ー ル	松 戸 1 3 0 7 - 1 松 戸 ビ ル 4 階	367-7810
市 民 劇 場	本 町 1 1 - 6	368-0070
森 の ホ ー ル 2 1	千 駄 堀 6 4 6 - 4	384-5050
博 物 館	千 駄 堀 6 7 1	384-8181
自 然 観 察 舎	千 駄 堀 3 3 6 - 2	340-4140
パ ー ク セ ン タ ー	千 駄 堀 2 6 9	345-8900
2 1 世 紀 の 森 と 広 場	同 上	346-0121
新 松 戸 プ ー ル	新 松 戸 南 2 - 3 青 少 年 会 館	342-9332
新 松 戸 庭 球 場	主 水 新 田 4 7 7 - 3	343-5111
戸 定 歴 史 館	松 戸 7 1 4 - 1	362-2050

● 介護・福祉施設

新松戸地域包括支援センター	新松戸1-414 大清堂ビル	346-2500
新松戸市民センター	新 松 戸 3 - 2 7	343-6500
新松戸市民センターながいき室	同上	同上
市民会館ながいき室	松 戸 1 3 8 9 - 1	368-1237
総合福祉会館	上 矢 切 2 9 9 - 1	368-1241

● 市立保育園

新 松 戸 北 保 育 所	新 松 戸 7 - 1 4 5	346-5161
新 松 戸 中 央 保 育 所	新 松 戸 3 - 1 1 1	344-7221
新 松 戸 南 部 保 育 所	新 松 戸 南 2 - 1 7	344-0010

● 放課後児童クラブ

あ か し あ 学 童 ク ラ ブ	小 金 1 1 8 0 新松戸西小内	341-7077
新 松 戸 学 童 ク ラ ブ	新 松 戸 6-301 新松戸南小内	340-3740

● 健 康

救 急 医 療 テ レ フ ォ ン 案 内	平日 : 午後4時30分～翌朝9時 土・日・祝日: 午前9時～翌朝9時	366-0010
夜 間 歯 科 診 療 所	竹ヶ花45-53衛生会館内 土・日・祝日の午後8時～11時	365-3430
夜 間 小 児 急 病 セ ン タ ー	上本郷4005(市立病院隣) 午後6時～午後11時	360-8900
国 保 松 戸 市 立 病 院	上 本 郷 4 0 0 5	363-2171
新 松 戸 中 央 総 合 病 院	新 松 戸 1 - 3 8 0	345-1111
松戸市立福祉医療センター東松戸病院	高塚 新 田 1 2 3 - 1 3	391-5500
千葉県松戸福祉センター(松戸保健所)	小根本7 東葛飾合同庁舎内	361-2121
新 松 戸 市 民 健 康 相 談 室	新松戸3-27新松戸支所内	343-5111

● 公共施設

松戸市消費生活センター	小根本7-8京葉ガスF松戸第2ビル5F	365-6565
松戸年金事務所	新松戸1-335-2	345-5517
ハローワーク松戸	松戸1307-1 松戸ビルディング3階	367-8609
(社)松戸市シルバー人材センター	旭町1-174	330-5005
松戸県税事務所	小根本7 東葛飾合同庁舎内	361-2112
法テラス松戸	松戸1879-1 商工会議所会館	050-3383-5388
千葉地方法務局松戸支局	岩瀬無番地473-1 松戸法務総合庁舎	363-6278
千葉県西部防災センター	松戸558-3	331-5511
千葉県地方裁判所松戸支部	岩瀬無番地	368-5141
松戸簡易裁判所	同上	368-5741
千葉家庭裁判所松戸支部	同上	368-5742
東葛飾県民センター	小根本7 東葛飾合同庁舎内	361-2111
千葉県交通事故相談所	小根本7 東葛飾合同庁舎内	368-8000
東葛飾県民センター法律相談	同上	365-3008
千葉東葛飾旅券事務所	本町7-10ちばぎん松戸ビル3階	366-4414
松戸商工会議所	松戸1879-1	364-3111
松戸東部クリーンセンター	松戸市高塚新田352	391-1141
松戸市環境衛生センター	粗大ごみ受付センター	391-0007
松戸市斎場(火葬場)	串崎新田63-1	387-4042

● 室内小修繕の依頼先

T E S に 関 す る こ と	(株)公 友 住 機	346-1571
T E S 以 外 の 給 湯 器	リビングエンジニアリング(株)	318-0661
水まわり・トイレ関係	住宅環境サービス	368-3445
換気扇の点検・清掃	KSS換気製美サービス	03-3914-4565
インター フォン	ア イ ホ ン	管理センター(345-7271)
ガラス・網戸	(有)萩原ガラス	343-5285
鍵・ドアの丁番等	(有)ロックサービス竹内	362-0535
電気・照明・スイッチ	二興電気	345-3446
電気(スイッチ関係)	(有)いわい電業社	344-6402
テレビ受信不良	J:COM(法人営業チーム)	309-7003

● 生活のお手伝い

でんわスーパーおとどけ便	ダイエー(㈱)「会員制」	0120-956-540
セブンイレブン 配食サービス	(㈱)セブンミール	初回登録0120-736-158 会員注文0120-736-014
買 い 物 を 賴 む	松戸市シルバー人材センター	330-5005
買 い 物 を 賴 む	松戸市社会福祉協議会	368-2941
配 食 サ 一 ビ ス	(㈱)ワタミタクショク	0120-321-510
配 食 サ 一 ビ ス	ちばコープ	0120-155-216
配 食 サ 一 ビ ス	パルシステム	0120-660-788
家 事 ・ 生 活 の お 手 伝 い	松戸市シルバー人材センター	330-5005
家 事 ・ 生 活 の お 手 伝 い	松戸市社会福祉協議会	368-2941
家 事 ・ 生 活 の お 手 伝 い	NPO法人さわやか福祉の会 松戸暮らしの助っ人	340-3314
家 事 ・ 生 活 の お 手 伝 い	NPO法人たすけあいの会 ふれあいネット松戸	346-0866